

No. 4

令和8年（6月）

第2回定例会
専決処分の報告

熊谷市

目 次

報告番号	専決処分の内容	所管課	頁
第 1 2 号	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	公園緑地課	1

報告第12号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和8年2月19日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和8年6月5日提出

熊谷市長 小林 哲也

損害賠償の額の決定及び和解について

市は、船木台中央公園内における事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

1 損害賠償の額及び内容

88,550円

自動車修理費及び代車費用

2 損害賠償の相手方

3 和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

事件の概要

令和7年12月3日（水）午前9時35分頃、公園緑地課職員が船木台中央公園の駐車場内において、庁用車を駐車して施設補修作業を行おうとしたところ、駐車中の相手方車両の右側後部にスコップが接触し、相手方車両を損傷させた。

